

平成23年10月から

「求職者支援制度」が スタートしました

職業訓練によるスキルアップで早期就職を！

「求職者支援訓練」又は「公共職業訓練」を受講できます。

→原則として、受講料は無料、テキスト代等は自己負担です。

訓練期間中及び訓練終了後も、ハローワークが積極的な就職支援を行います。

→「就職支援計画」に基づき、ハローワークでの定期的な職業相談をはじめとし、皆様の求職活動をお手伝いします。

一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」を支給します。

→ 訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための給付です。

主な制度対象者は？

雇用保険に加入できなかった方、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した方、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない方、自営業者の方、学卒未就職者の方 など

◆◆ ご注意ください! ◆◆

求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職をめざして求職活動を行う方のための制度です。

このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く。）ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを再び繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となります。

求職者のみなさまへ

[\(1\)リーフレットはこちら](#)

[\(2\)求職者支援訓練コース一覧](#)

[5月開講](#) [6月開講](#)

(※5月開講コースの募集はすべて終了致しました。)

訓練実施機関の方へ

[\(1\)求職者支援訓練の申請について](#)

[①平成24年度7月・8月・9月訓練開始コースに係る認定申請について](#)

[②平成24年度7月訓練開始コースに係る認定定員数について](#)

最新

[③平成24年度8月訓練開始コースに係る認定定員数について](#)

[\(2\)求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項](#)

[\(3\)訓練実施奨励金支給の申請についてはこちら](#)

そ の 他

[\(1\)訓練協議会開催概要（平成23年7月22日）](#)

[\(2\)制度の詳細についてはこちら](#)

[\(厚生労働省のホームページへ移動します\)](#)

アンダーラインの付いた項目は該当のホームページに遷移します。

静岡労働局職業安定部
求職者支援室